# 令和3年度 第9回香取市農業委員会総会議事録

令和3年12月8日

12月8日(水) 香取市農業委員会会長 伊藤 寛は、下記議案審議のため、農業委員会総会を本庁5階大会議室に招集した。

日程第1 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第2 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について

日程第3 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について

日程第4 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について

日程第6 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

日程第7 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知につ

いて

日程第8 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について

#### 1. 出席委員は16名で、その氏名は下記のとおり

1番	林			浩		3番	石	橋	清	勝
4番	鈴	木		清		6番	遠	藤		宏
7番	寺	島	美	幸		8番	片	野	壽	夫
9番	海老	芒 澤		武	1	0番	富	澤	克	彦
11番	飯	森		孝	1	2番	髙	松	多可	史
13番	鵜	澤	幹	司	1	4番	菅	谷	樹	雄
15番	林		藤	江	1	7番	大	堀		潔
18番	栗	林	利	男	1	9番	伊	藤		寛

#### 1. 欠席委員は2名、その氏名は下記のとおり

2番 平川 君子 5番 篠 塚 正 則

#### 事務局職員出席者

事務局長 椎 名 正 志 管理班長 石 毛 明 子 農地班長 滑 典 浩 浩 之 JII 文 主 査 玉 主 査 髙 橋 亮 太 郎

開会 午後 2時55分

議 長 それでは、本日の出席委員の確認をいたします。

本日の出席委員は、16名です。欠席委員は、2番 平川君子委員、5番 篠塚 正則委員 でございます。

したがいまして、委員の過半数が出席しておりますので、本日の総会は成立しております。

議 長 ただいまから、令和3年度第9回農業委員会総会を開会いたします。

これより、会議に入ります。

審議のほど、よろしくお願いいたします。

#### ◎議事録署名委員の選任

議 長 議事録署名委員の選出をいたします。

議長指名とさせていただきたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

それでは、7番 寺島美幸委員、11番 飯森 孝委員を指名いたします。

## ◎議案の提出

議 長 本日の提出議案について、お諮りいたします。

日程第1 議案第1号 ないし 日程第8 報告第3号を提案申し上げます。 これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

### ◎日程第1 議案第1号

議 長 日程第1 議案第1号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について。下記のとおり農地法第3条の規定による許可申請書の提出があったので、許可について審議を求める。令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案の概要を説明いたします。

ページは、1ページから13ページで、整理番号は1番から21番までです。

整理番号1番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号2番、3番は、譲渡人が相続財産処分のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号4番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に所有権移転をするものです。 次に、整理番号5番および6番でありますが、譲受人が同一の案件であります。

まず、整理番号5番は、譲受人からみて、祖父から使用貸借権の設定を受けるものです。 整理番号6番は、譲受人からみて、父から使用貸借権の設定を受けるものです。

これらは、祖父および父が経営移譲年金を受給する背景があるものです。

整理番号7番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号8番、9番、10番は、関連案件で新規に法人化され、農地所有適格法人として農業経営に参入するため、賃借権の設定をするものです。

整理番号 11 番、12 番、13 番は、関連案件で譲受人が新規就農のため、農地を所有権移転 または賃借するものです。

整理番号 14番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号 15 番、譲受人が農業経営の規模拡大を図るためであります。権利の内容は、売買により所有権移転を受けるものです。

整理番号 16 番は、譲渡人が農業経営の規模縮小のため、売買により所有権移転をするものです。

整理番号17番は、親子間の贈与であり、子である農業後継者に贈与により所有権移転をするものです。

整理番号 18 番は、相続人不存在である農地で、相続財産管理人が選任され、売買による所有権移転をするものです。

整理番号19番は、親子間の贈与により、子である農業後継者に贈与により所有権移転をするものです。

整理番号20番、譲渡人が相続財産処分のため、贈与により所有権移転をするものです。

整理番号21番は、親子間による使用貸借権の再設定です。

以上、21件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 去る、11月26日、金曜日午後1時30分より市役所301会議室において、第2班の事前審査会を開催しました。

提出されました農地法第3条の案件は21件であります。

案件については、書類および写真により審査を実施いたしました。

それでは、審査結果について報告いたします。

議案第1号の案件については、農地法第3条第2項規定の不許可の項目に該当せず、全部 効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件を満たしており、権 利取得後も適切な管理が行われるものと考えます。

したがって、許可が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番、2番、3番の3件について、3番 石橋清勝委員。

3番石橋委員 整理番号1番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、住所地から遠隔地であり農地の管理ができないため、農地を処分したい意向があり、親戚である譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号2番および3番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果 を説明いたします。

なお、整理番号2番および3番については、譲渡人が同一人であるため一括して説明いた

します。

この申請は、譲渡人が相続にて取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分 したい意向があり、売買による所有権移転の協議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く、通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号4番について、4番 鈴木 清委員。
- 4番鈴木委員 整理番号4番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は父親が高齢のため、農業経営を引退し、後継者である子へ一括贈与による所有権移転の受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得 要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号5番、6番の2件について、5番 篠塚正則委員でございますが、本日、 欠席のため事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 それでは、代読させていただきます。

整理番号5番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、整理番号6番と譲受人は同一でございます。

この申請は、祖父が経営移譲年金を受給していますが、これまで使用貸借を受けてきた譲渡人の子が経営移譲年金の受給を開始するため、孫に使用貸借権を設定するものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。

続きまして、整理番号6番について説明いたします。

なお、先ほどの整理番号5番と譲受人は同一であります。

この申請は、父親が経営移譲年金を新たに受給するため、子に使用貸借権の設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり許可が妥当と判断をいたします。 以上、報告を終わります。

- 議 長 整理番号7番について、9番 海老澤 武委員。
- 9番海老澤委員 整理番号7番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた

します。

この申請は、譲受人が自宅から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号8番、9番、10番の3件について、12番 髙松多可史委員。
- 12番髙松委員 整理番号8番から10番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。 なお、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

山田推進委員には電話にて連絡いたします。

この申請は、譲受人が農地所有適格法人として農業経営に参入するため、各譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。

当該法人は、○○○○・○○○○などの○○栽培を計画しており、経営面積は30haを目標としております。

また、農業経営の実施計画書も香取農業事務所において指導を受けながら計画を立てており、その内容においても適正で賃借権設定後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号11番、12番、13番の3件について、13番 鵜澤幹司委員。
- 13番鵜澤委員 整理番号11番から13番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

なお、譲受人が同一であるため、一括して説明いたします。

なお、齋藤推進委員には電話にて連絡してございます。

この申請は、譲受人が農業経営に参入するため、整理番号 11 番および 12 番は売買による 所有権移転、整理番号 13 番については、譲渡人の農地に賃借権の設定を行うものであります。 譲受人は、〇〇〇の住所ですが、現在、〇〇〇に借家住まいであり、通作距離および通作 時間については、効率的な利用が可能と考えられます。また、〇〇〇の「〇〇〇〇〇〇

農業経営の実施計画書も香取農業事務所において、指導を受けながら計画を立てており、 その内容においても適正であり、売買による所有権移転および賃借権設定後も良好な維持管

○○○○○○○○○○」に販売計画で、5年後の経営面積は1.2ha を目標としております。

理が行われると思われることから、取得要件を満たしており許可が妥当と判断をいたします。 以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号 14番について、14番 菅谷樹雄委員。
- 14番菅谷委員 整理番号14番について、宇井推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲渡人が農業経営の規模縮小のために、農地を処分したい意向があり農地所 有適格法人である譲受人が農業経営の規模拡大を図るため、売買による所有権移転の協議が 整ったものです。

これまでの営農状況から、所有権移転後も良好な維持管理が行われると思われることから、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号15番について、1番 林 浩委員。
- 1番林委員 整理番号 15番について、木内推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、譲受人が自作地から近い農地を取得し、規模拡大を図りたい意向があり、譲受人と売買による所有権移転の協議が整ったものです。

このことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号16番について、15番 林 藤江委員。
- 15番林委員 整理番号16番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、高齢のため農地を処分したい意向があり売買による所有権移転の協 議が整ったものです。

申請地は、譲受人の自作地から近く通作に支障がないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思います。

したがって、取得要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号17番、18番、19番の3件について、17番 大堀 潔委員。
- 17番大堀委員 整理番号17番について、塙推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたし

ます。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子へ一括贈与による所有権移転を受けるものです。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得 要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号 18 番について、塙推進委員と現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請地の所有者が相続人不在であり、相続財産管理人が選任され、譲受人は農業経営の規模拡大を図るため、売買にて譲り受けるものであります。

申請地は、譲受人の自宅から近く、通作に支障ないことから、所有権移転後も農地の良好な維持管理が行われると思われます。

続きまして、整理番号 19 番について、山田推進委員と現地調査等を行った結果を説明いた します。

この申請は、父親が高齢のため農業経営を引退し、後継者である子へ一括贈与による所有権移転を受けるものであります。

親子間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得 要件を満たしており、許可が妥当と判断をいたします。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号 20番、21番の2件について、18番 栗林利男委員。
- 18番栗林委員 整理番号20番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請の譲渡人は、相続で取得したものの農業経営を行っていないため、農地を処分したい意向があり、兄である譲受人と贈与による所有権移転の協議が整ったものです。

兄妹間の贈与であり、今後も適正な農地の維持管理が行われると思われることから、取得 要件を満たしており、許可が妥当と判断いたします。

続きまして、整理番号21番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

この申請は、父が経営移譲年金を受給するため、子に使用貸借権の再設定を行うものであります。

したがって、今後も農地の良好な維持管理が可能であり、許可が妥当と判断いたします。 以上、調査報告を終わります。

議 長 これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は、原案のとおり決定いたします。

◎日程第2 議案第2号

議 長 日程第2 議案第2号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第4条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは、14ページで、整理番号は1番です。

整理番号1番、転用目的は、農家住宅用地です。

申請地の農地区分は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、第2 種農地に推定されます。

以上、1件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第4条の案件は、1件であります

書類等で審査した結果、農地法第4条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、 申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であると の結論に達しました。 詳細につきましては、担当農業委員より説明を願います。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番について、5番 篠塚正則委員でありますが、本日欠席のため事務局より意 見書の代読をお願いします。

事務局代読させていただきます。

整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、○○の○○○○より東の方角○○kmの所に所在する○○○○○○から南東の方角○○mほどの場所に位置しています。

本件は、申請人は現在実家で暮らしていますが、現在の住居地は道路面よりも低い土地で、 大雨などのとき浸水被害を受けているため、現住居の至近距離で道路面より高い申請地に農 作業場を備えた農家住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

なお、申請地の一部が、資材置き場として利用されていたため、始末書が提出されております。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、前面道路の側 溝へ放流します。

また、隣接する農地への被害防除として、境界には土留めブロックを設けます。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の 確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断いた しました。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第2号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第3 議案第3号

議 長 日程第3 議案第3号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について。下 記のとおり、農地法第5条の規定による許可申請書の提出があったので、県への通知に係る 意見について審議を求める。令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。 議案の概要を説明します。

ページは、15ページから16ページで、整理番号は1番から4番です。

整理番号1番、2番、3番、転用目的は、専用住宅用地で、権利の内容は1番は所有権移 転。2番、3番は、使用貸借権設定です。

申請地の農地区分は、1番は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地と考えられ、 第2種農地。2番、3番は、第1種農地、不許可例外事由Iに推定されます。

整理番号4番、転用目的は建売分譲住宅用地で、権利の内容は所有権移転です。

申請地の農地区分は、都市計画用途地域内の第一種住居地域のため、第3種農地です。 以上、4件でございます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 次に、事前審査会の報告をお願いします。

第2班 班長 大堀 潔委員。

17番大堀委員 第3号議案、事前審査会の審査結果について、報告いたします。

提出されました農地法第5条の案件は、4件であります。

書類等で審査した結果、農地法第5条許可申請の要件を満たしているものと考えられ、申請の用途に供することの確実性についても問題なく、許可相当の意見進達が妥当であるとの結論に達しました。

詳細につきましては、担当農業委員より説明お願いします。

議 長 次に、担当委員の意見を伺います。

整理番号1番についは、1番 林 浩委員。

1番林委員 整理番号1番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、○○○○○○○○○線の○○○を左に見て○○m先の○○○○○○○

○の先を左折して○○m行った左側です。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしていますが親の介護などを考え、妻の実家に近い 申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水は全面道路側溝へ放流し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、同じく側溝 へ放流します。

また、隣接する農地との境界には、土留めを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり、周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

議 長 整理番号2番、3番の2件については、5番 篠塚正則委員ですが、本日欠席のた め事務局より意見書の代読をお願いします。

事務局 代読させていただきます。

整理番号2番について、現地調査等を行った結果を説明いたします。

場所は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 より、ほぼ真北の方角〇 k mの場所に位置しております。

本件は、譲受人は現在住んでいる実家が老朽化しており建てかえを検討したところ、現住 居地は、がけ条例で建築制限を受けるため、その範囲の外で実家から近い申請地に専用住宅 を建築するものです。

申請地では、現況が畑などであるため、埋立て等は行いません。

なお、申請地の一部が、普通自動車用の車庫として利用されていたため、始末書が提出されています。

排水は、雨水は敷地内で浸透し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、既存の排水管へ接続し放流します。

また、隣接農地は、親の所有地で現況の地形のまま利用するので、営農等に被害が出る恐れはありません。

なお、申請地は〇〇〇〇土地改良区より転用同意を受けており、資金計画も妥当であるため、転用の確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しました。

続きまして、整理番号3番について、現地調査等を行った結果を説明します。

場所は、〇〇の〇〇〇〇〇〇より東の方角〇〇km所に所在する〇〇〇〇〇〇からほぼ真南の方角〇〇mほどの場所の位置しております。

本件は、譲受人は現在アパートで暮らしておりますが、手狭となっているため、妻の実家 の近接地である申請地に専用住宅を建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後、蒸発拡散装置 により敷地内で処理いたします。

また、隣接農地とは高低差がないため、土砂流出の恐れはありません。

なお、申請地は、土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の 確実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しま した。

以上、調査報告を終わります。

- 議 長 整理番号4番について、9番 海老澤 武委員。
- 9番海老澤委員 整理番号4番について、坂本推進委員と現地調査等を行った結果を説明します。

場所ですが、○○○○○線を○○○方面に進み、○○○通過後信号を右折した後、一つ目の信号を右折して約○○mほど先の左側になります。

本件は、譲受人は〇〇〇〇〇〇〇に所在し全国で〇〇〇事業などを営む法人ですが、周辺の住環境が整っており、居住地としての需要が見込める申請地に、建売分譲住宅を3棟建築するものです。

申請地では、埋立て等は行いません。

排水は、雨水は敷地内で浸透処理し、汚水・雑排水は公共下水道へ接続し放流します。

また、隣接する農地との境界にコンクリートブロックを設けることで土砂等の流出を防止します。

なお、申請地は土地改良区などの受益地ではなく、資金計画も妥当であるため、転用の確 実性があり周辺農地への営農に支障を生じる恐れもなく、特に問題はないものと判断しまし た。

以上、調査報告を終わります。

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第3号については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は、許可相当との意見を附して進達することに決定いたします。

◎日程第4 議案第4号

議 長 日程第4 議案第4号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第4号 農用地利用集積計画の決定について。下記のとおり農業経営基 盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について審議を求める。 令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは17ページから94ページで、整理番号は1番から167番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上 167 件については、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると 考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第4号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第4号 整理番号22番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号22番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号 整理番号22番については、原案のとおり決定いたします。

○番 ○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第4号 整理番号22番を除く166件について、審議いたします。 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第4号 整理番号22番を除く166件について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第4号の整理番号22番の1件を除く166件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第5 議案第5号

議 長 日程第5 議案第5号を議題といたします。

事務局より、議案の朗読と説明をお願いいたします。

事務局農地班長 議案第5号 農用地利用配分計画案に対する意見について。下記のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用配分計画案に対する意見を求める。令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

議案については、ページは95ページから114ページで、整理番号は1番から30番です。 議案内容の概要については、付属資料のとおりです。

以上、30件については、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第4項の各要件を

満たしていると考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長 議案第5号については、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与 の制限に係る事案がありますので、当該事案を分離して審議いたします。

まず、議案第5号 整理番号19番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号19番は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号19番については、原案のとおり決定いたします。

○番○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号 整理番号26番について、審議いたします。

審議が終了するまでの間、○番 ○○○○○委員の退場を求めます。

(○番 ○○○○○委員 退場)

議 長 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号26番については、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第5号 整理番号26番については、原案のとおり決定いたします。

○番○○○○○委員の入場を許可します。

(○番 ○○○○○委員 入場・着席)

議 長 次に、議案第5号の整理番号19番、26番を除く28件について、審議いたします。 これより、質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、採決いたします。

議案第5号 整理番号19番、26番を除く28件について、原案のとおり決定することに、 ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号19番、26番を除く28件については、原案のとおり決定いたします。

◎日程第6 報告第1号

議 長 これより報告事項に入ります。

事務局から説明を求めます。

事務局農地班長 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について。下記のとおり 農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による解約等の通知があったので 報告する。令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

通知は、5件です。

#### ◎日程第7 報告第2号

事務局農地班長 報告第2号 農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の中途解約に係る通知 について。下記のとおり農地法第18条第6項および農地法施行規則第68条の規定による農 用地利用集積計画(中途解約)の通知があったので報告する。令和3年12月8日提出、香取 市農業委員会会長 伊藤 寛。 通知は、65件です。

### ◎日程第8 報告第3号

事務局農地班長 報告第3号 農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出について。下記のとおり農地法施行規則第29条第1号に関する農地転用の届出があったので報告する。令和3年12月8日提出、香取市農業委員会会長 伊藤 寛。

届出は、2件であります。

◎閉 会

議 長 以上、上程いたしました議案はすべて審議が終了いたしました。慎重なる審議に対 しまして、厚くお礼申し上げます。

本日の総会は、これをもって閉会といたします。誠にありがとうございました。

閉会 午後 3時51分

上記の会議の顚末を記載し、その相違なきことを証するために署名する。

議 長

署 名 人

署 名 人